

○美咲町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

平成29年5月15日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、美咲町地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が行う活動に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、美咲町補助金等交付規則（平成17年美咲町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、美咲町地域おこし協力隊として委嘱された隊員とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は別表に定める経費とし、その額は予算の範囲内で別に町長が定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする隊員（以下「交付申請者」という。）は、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、前条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは速やかに美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助

金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金精算請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、隊員の活動のため必要があると認めたときは、補助金の概算払いをすることができる。

3 前項の規定に基づき申請者が補助金の概算払いを受けようとする場合は、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金概算払い請求書（様式第8号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

4 申請者は、既に概算払いを受けた補助金に不用額が生じたときは、当該不用額を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第23号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	
1	地域おこし協力隊の活動に係る経費 活動旅費等移動に要する経費 作業道具・消耗品等に要する経費 関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 隊員の研修受講に要する経費
2	隊員に係る住宅等の賃借料（敷金、礼金及び光熱水費を除く。）
3	隊員に係る住宅の美咲ネットサービス利用料
4	活動用車両に要する燃料費
5	その他地域おこし協力隊の活動のために町長が必要と認める経費

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助金の交付を受けたいので、美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
- (4) その他参考となる書類

(別紙1)

活動計画書

主な活動計画 (複数ある場合は 活動ごとに記載)	①
	②
	③
	④
活動期間等	自 年 月 日
	至 年 月 日
活動計画の 詳細な内容	①
	②
	③
	④
活動経費	円
町補助金	円
備考	

(別紙2)

収支予算書

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
活動費補助金		
自己負担金		
合計		

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
合計		

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金については、下記のとおり交付の決定をしましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付決定内容 交付申請書記載のとおり

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度美咲町
地域おこし協力隊員活動費補助金について、交付決定の内容等を変更したいので、次
のとおり申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 添付書類
 - (1) 活動計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
 - (4) その他参考となる書類

(別紙1)

活動計画書 (変更)

主な活動計画 (複数ある場合は 活動ごとに記載)	①
	②
	③
	④
活動期間等	自 年 月 日
	至 年 月 日
活動計画の 詳細な内容	①
	②
	③
	④
活動経費	円
町補助金	円
備考	

(別紙2)

収支予算書(変更)

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
活動費補助金		
自己負担金		
合計		

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
合計		

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度美咲町地域おこし協力
隊員活動費補助金については、下記のとおり交付の決定をしましたので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 変更交付決定内容 変更交付申請書記載のとおり

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住所
氏名

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金実績報告書

年 月 日付け美咲町指令第 号で決定通知のあった
年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金に係る活動について交付要綱第7条の
規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助対象経費精算額 円
- 3 添付書類
 - (1) 活動報告書
 - (2) 収支精算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
 - (4) その他参考となる書類

(別紙1)

事業実績書

主な活動内容 (複数ある場合は 活動ごとに記載)	①
	②
	③
	④
活動期間等	自 年 月 日
	至 年 月 日
活動経費	円
町補助金	円
備考	

(別紙2)

収支精算書

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
活動費補助金		
自己負担金		
合計		

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
合計		

様式第 6 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住所
氏名

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金精算請求書

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した 年度
美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額等

区分	金額
補助金交付確定額	円
前回までの受領額	円
今回請求額	円

2 振込先

	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・支所
普通・当座	口座番号	(フリガナ)
		口座名義

様式第 8 号(第 9 条関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金概算払い請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度美咲町地域おこし協力隊員活動費補助金について、次のとおり概算払い請求しま
す。

記

1 請求金額等

区分	金額
補助金交付決定額	円
今回請求額	円

2 振込先

普通・当座	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・支所
	口座番号	(フリガナ) 口座名義

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)